

東芝の職場から サービス残業 差別をなくそう

「サービス残業なくせ」と労基署が指導 東芝テクノでも一年半さかのぼって是正

東芝の各工場では、労働基準監督署が社員の訴えをとりあげて、サービス残業の立ち入り調査・是正指導が行われています。

愛知工場ではサービス残業をなくす厚生労働省通達の説明会、労働基準監督署の立ち入り調査・指導内容の報告が行われ、副参事以上役職者にも深夜手当を支給するなどの改善がおこなわれました。(2001年)

京浜事業所では、鶴見労基署の指導でエースワーク(ニセ裁量労働制)対象者のサービス残業代・総額5億円が支払われ、エースワーク実施基準が改定。メールやパソコンの使用時間がサービス残業の証拠となりました。(2002～3年)

小向工場内の東芝テクノネットワーク(株)でも、社員の訴えで川崎南労基署が指導に入り、一年半さかのぼって未払い残業代・35人で2391万円が支払われました。労基署への申告には電機ユニオンと「労働運動を強める東芝の会」が協力し、電機ユニオンが会社側と団体交渉を行って再発防止対策、年休取得の保障と長時間残業者への健康診断を求めました。(2003年)

引き続き東芝MC(旧多摩川工場)やTMT&D社(旧入舟分工場・鶴見)などにも労基署が調査に入っています。



「組合活動や思想信条による差別をやめよ」

東芝社長へ差別是正申し入れ・地労委へ申立て

いま財界・大企業は、人減らしリストラ、賃下げ、年金制度の改悪をおしつけ、労働組合を会社の言いなりにする攻撃を強めています。

東芝では、労働組合活動の弱体化をねらって会社が秘密労務組織・東芝扇会をつくって労組活動に介入して扇会員を組合役員に送り込みました。そして、現在も労組役員選挙などに役職者を送り込んでいます。これらは、労組法に違反する不当労働行為です。

東芝の職場を明るくする会は、このような不当労働行為をやめさせ、職場から組合活動・思想信条差別、男女差別をなくすために活動してきました。一九九五年には神奈川県労委へ差別是正申立てを行い、二〇〇一年には申し立てた十名の仲間が全面勝利命令を勝ち取りました。しかし、会社はいまだに地労委命令を守りません。

そこで、二〇〇三年には、差別是正を早期に実現するため、新たに七名が神奈川県労委に差別是正申立てを行い、三十名が東芝社長へ差別是正を申し入れました。ご支援をお願いします。

二〇〇四年 一月